

令和7年6月 日光市農業委員会総会議事録

日 時 場 所 令和7年6月19日 午後 2時30分 日光市役所本庁舎会議室

出席農業委員	10名	1番 川村耕一	3番 池田雄一	4番 阿久津一男	5番 川村光代
		6番 渡邊毅	7番 小池毅	8番 手塚幸子	9番 神山守
		10番 佐藤修一	11番 吉原浩之		
欠席農業委員	1名				
	2番 沼尾綾乃				
出席推進委員	17名	12番 大嶋明男	13番 秋元光藏	14番 北山隆	15番 伏木俊夫
		16番 大島一比古	17番 酒主学	18番 福田重勝	19番 星野由紀夫
		20番 福田正明	21番 佐々木俊久	23番 西巻光次	24番 福田浩一
		25番 福田隆夫	26番 大島昭吾	27番 村上隆	28番 富田順子
	29番 青木容子				
欠席推進委員	1名				
	22番 大貫宣秀				
事務局	局長 大嶋正浩	係長 吉澤喜代子	副主幹 佐藤達起	主査 鶴見英明	
農業公社	局長 常盤紀生				

第1	—	議事録署名人の指名
第2	—	会期の決定
第3	報告第14号	農地法第5条の規定による許可書の交付について
第4	議案第36号	農地法第3条の規定による許可申請について
第5	議案第37号	農地法第5条の規定による許可申請について
第6	議案第38号	非農地判断願について
第7	議案第39号	非農地証明願について
第8	議案第40号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）の決定について
第9	議案第41号	令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況、 その他事務の実施状況の公表について

局 長	それでは、日光市農業委員会総会規則第5条の規定により、会長を議長として会議を進めてまいります。よろしくお願いいたします。 はじめに、本日の出席委員は、農業委員11名中10名であります。 農業委員会等に関する法律第27条第3項に定める定足数を満たしておりますので、本総会は有効に成立しております。 なお、沼尾綾乃委員から欠席する旨の届け出がありましたので、ご報告いたします。 推進委員につきましては、18名中17名の出席であります。 推進委員の大貫宣秀委員から欠席する旨の届け出がありました。 なお、本日の傍聴人はいらっしゃいません。
小池毅議長	ただ今から、令和7年6月 日光市農業委員会総会を開会いたします。 本日の議事日程について、事務局長が朗読いたします。
局 長 議 長	（議事日程を朗読） それでは、日程第1「議事録署名人の指名」を行います。 議事録署名人については、私、議長において指名いたします。 5番 川村光代委員、6番 渡邊毅委員を指名いたします。

議	長	続いて、日程第2「会期の決定」を行います。 本総会の会期につきましては、本日1日限りとしたいと思います。これに異議はございませんか。 （「異議なし」の声あり） ご異議なしと認めます。 よって本総会の会期は、本日1日限りとすることに決めます。
議	長	日程第3、報告第14号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」を議題とし、事務局の説明を求めます。 （佐藤副主幹挙手） はい、佐藤副主幹。
佐藤副主幹		総会資料1ページをお開きください。 報告第14号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」ご説明いたします。先月の5条申請案件は7件ございました。うち5件につきまして許可書を交付しております。譲渡人、譲受人、土地の所在等は資料のとおりです。総会審議日は令和7年5月19日。許可は令和7年5月19日付け指令番号 日農委指令第5-5号から5-9号で許可書を交付しております。以上です。
議	長	ご質問等ございましたらお受けいたします。 （「なし」の声あり） それでは次に移ります。
議	長	日程第4、議案第36号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 今月の現地調査は担い手育成部会が担当しております。 はじめに、吉原部会長から全体説明をお願いいたします。 （吉原委員挙手） はい、吉原部会長。
吉原委員		今月の担当は、担い手育成部会がさせていただきました。 現地調査は、17日火曜日に2班体制で実施をしております。それぞれの班の編成につきましては、1班 伏木俊夫委員、佐々木俊久委員、吉原で担当いたしました。 2班につきましては、川村光代副部会長、福田正明委員、大島昭吾委員で担当いたしました。 今月の案件でございますけど、3条の申請が4件、5条の申請が7件、非農地判断願が1件、非農地証明について2件ございました。 それぞれの案件の担当は、総会資料3ページをお開きください。3条の案件でございますけれど、1番 福田正明委員、2番 伏木俊夫委員、3番 福田正明委員、4番 福田正明委員。続きまして4ページの5条の申請につきましては、1番 大島昭吾委員、2番 伏木俊夫委員、3番 大島昭吾委員、4番同じく大島昭吾委員、5番 佐々木俊久委員、6番同じく佐々木俊久委員、7番も同じく佐々木俊久委員。続きまして、6ページの非農地判断願は、伏木俊夫委員。続きまして、7番の非農地証明願については、1番2番とも川村副部会長が担当させていただきました。以上でございます。
議	長	それでは、番号1番について担当委員の報告を求めます。 （福田正明委員挙手） はい、福田委員
福田正委員		総会資料3ページをお願いします。私は、議案第36号の1番を担当いたしました。 本申請は、日光市小代地内において、贈与を目的とした3条申請であります。 申請人申請地等については、資料のとおりです。案内図ですが、申請地は、小代地内落合中学校から東へ約150メートルの位置にあります。

		申請地は、登記簿地目は畑、現況も畑です。
		譲受人は、経営農地を適切に管理いたしまして、家族２人で水稲、野菜等の作付けを行う計画です。利用権はありません。
		この赤い三角の中が申請地になるのですが、譲受人はこの右手の所を所有して畑として利用しております。購入後は果樹等の栽培を予定しているそうです。写真の手前の白くなっている所は現在建設中の板橋バイパスです。写真は高い所から撮ってあるのですが、本体の道路は、この画面の左手の方になります。ちょっと高くなってくるのですが、元々はこの道路とこの三角の所は一体になっていた土地です。道路は現在造成中でありまして、ここが道路の法面、こちら側が高くなっている所で、元は一体の土地だったのを道路で切られたために、残地として残ったということです。譲渡人が年齢的になかなか難しいため、隣接している農地の所有者である譲受人に、分かりやすく言えば、譲るので作ってくださいよという経緯があったそうです。利用権はありません。
議	長	農地法第３条第２項各項に該当しないため許可要件の全てを満たしていると思われるです。ご審議をよろしくお願いいたします。以上です。
		それでは現地調査後の検討協議の結果について、部会から報告願います。
		(川村光委員挙手)
川 村 光 委 員		はい、川村委員
		この譲受人は高齢ですが、お孫さんが果樹を植える計画ですので、問題はないかと思われまので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議	長	ここで、担当部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。
		(「なし」の声あり)
議	長	それでは、質疑を終結し、採決いたします。
		番号１番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
		(全員挙手)
議	長	挙手全員であります。
		よって、番号１番は、原案のとおり許可することに決しました。
議	長	続きまして、番号２番について担当委員の報告を求めます。
		(伏木委員挙手)
伏 木 委 員		はい、伏木委員。
		私は、総会資料３ページ、議案第３６号の２番を担当しました。
		本申請は、日光市湯西川地内において、売買を目的とした３条申請です。
		譲渡人、譲受人、申請地等は資料のとおりです。
		次に案内図による説明をお願いします。申請地は、日光市湯西川小中学校から南西へ約８００メートルに位置しています。
		次に、公図による説明です。申請地は３筆で、いずれも登記簿地目は畑、現況も畑です。
		次に現地写真による説明。こちらが〇〇〇番及び〇〇〇番、こちらに隣接しております。こちらが〇〇〇番の合計３筆となっております。
		譲受人は、経営農地を適切に管理しております。取得する農地では、わらびの栽培を行う計画です。利用権はありません。
		以上のことから農地法第３条第２項の許可要件の全てを満たしていると考えております。
議	長	ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。
		それでは部会報告お願いいたします。
		(吉原委員挙手)
吉 原 委 員		はい、吉原部会長。
		ただ今説明がありましたとおり、３筆ありまして、３筆のうち２筆が旧湯西川スキー

		場の一部だったと記憶しております。この譲受人は、ご近所の方でありまして、今でもきちんと野菜などを作付けしている現況を見てまいりました。部会としましては、しっかりこれからも農地として、使用していただけるという判断をしましたので、許可相当という判断です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議	長	それでは、担当部会以外の皆様方のご意見・ご質問等お受けいたします。 (「なし」の声あり)
議	長	それでは、質疑を終結し、採決いたします。 番号2番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	挙手全員であります。 よって、番号2番は、原案のとおり許可することに決しました。
議	長	続きまして、番号3番、4番については関連がありますので、担当委員の一括報告を求めます。 (福田正委員挙手)
福 田 委 員		はい、福田委員。 同じく3ページ議案第36号の3番及び4番を担当しました。本申請は、日光市矢野口地内において交換を目的とした3条申請です。 案内図による説明。申請地は、矢野口地内、大室小学校から北東へ約2.4キロメートルに位置しています。 公図による説明。申請地〇〇〇の登記簿地目は畑、現況は田です。△△△の登記簿地目が畑、現況も畑です。 各々の譲受人は経営農地を適切に管理しており、水稻等の耕作付けを行っております。 〇〇〇は1枚になっていますが、公図上は真ん中で切れております。登記簿上は、それぞれ持ち主が違います。 次の写真の△△△も同じく、1枚の田でありますけれども、ここで公図上は切れて持ち主が違っております。 農地をお互いに交換すれば、1枚の田を同じ人が作付けできる、自分の土地になるということで、交換により農地の集約化を図る目的として申請されたものであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため要件の全てを満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いします。利用権はありません。以上です。
議	長	それでは部会報告をお願いいたします。 (川村光委員挙手)
川 村 光 委 員		はい、川村副部会長。 農地の集約化を目的とした交換です。写真でも分かるように良好に耕作されておりますので、問題はないかと思っておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議	長	それでは、担当部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。 (大島一委員挙手)
大 島 一 委 員		はい、大島委員 結論は、問題ないのですが、今の説明ですけど、どちらも交換だから、1対1の関係で1筆1筆ですよね。財産の証明出すのですから、やはり今の現地調査の写真一枚の写っている所では2筆になっているのですか。資料は2筆に表示されるのではないかと思いますのだけれど、1筆1筆の交換ですよね。作付けされている所が二つに公図上になっているというのはどういうことなのでしょう。か。 〇〇〇と△△△の交換ですよね。 そうですね。これとこれの交換。 赤い枠の中から赤い線の所が△△△ですよ。
福 田 正 委 員		
大 島 一 委 員		

福 田 正 委 員	そ う で す ね。
大 島 一 委 員	〇〇〇は
福 田 正 委 員	〇〇〇はこっち
大 島 一 委 員	そこが1つ・2つになっているのですか1筆に
福 田 正 委 員	〇〇〇が、これで一枚の田になって
大 島 一 委 員	◇が間に入っていますよね。
福 田 正 委 員	はい、これで一枚の田になっています。
大 島 一 委 員	そう意味ですか。◇が入っているということを言っているわけですか。
福 田 正 委 員	はい。
議 長	(川村光委員挙手)
	はい、川村副部会長。
川 村 光 委 員	ただ今の補足なのですが、公図上は4筆となっているのですが、実際にはこれが全部2枚の田になっているんです。要は個人的に農地改良した、ということです。
大 島 一 委 員	結果は1筆で、1筆を法務局上の登記は2筆、説明のとおりになっているのですか。これは一緒になっていない。じゃ、いいです。
	つまらないことだけども一応、証明を出すでしょうから事務局で、きちっとこの辺は捉えておかないとおかしいと思うので。今の考えだと、こうにはなっているけれど、私の手元に来ているのは結果としてこういうことですね。1筆1筆ね。公図が古いか何かで違うのかな。飛び、飛びになっていて。
吉 原 委 員	自分で畦畔をつぶしているだけです。
大 島 一 委 員	この公図が、変な話だけど合っていないわけでしょう。現在の法務局・・・まあいいです。結果は1筆と1筆の交換ということで了解しました。ありがとうございます。
議 長	よろしいですか。他に何かご質問ございますか。
	(川村耕委員挙手)
	はい、川村委員。
川 村 耕 委 員	〇〇〇、◇が同じ人が耕作して△△△、▽は同じ人が耕作しているのですか。
福 田 正 委 員	そうです。
川 村 耕 委 員	それを、番地を変えるだけですよね。
福 田 正 委 員	はい。
議 長	他に何かご質問ございますか。
	(「なし」の声あり)
議 長	それでは質疑を終結し、採決します。
	番号3番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議 長	挙手全員であります。
	よって、番号3番は原案のとおり許可することに決めます。
議 長	続いて、番号4番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議 長	挙手全員であります。
	よって、番号4番は原案のとおり許可することに決めます。
議 長	日程第5、議案第37号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、番号1番について担当委員の報告を求めます。
	(大島昭委員挙手)
	はい、大島委員

大 島 昭 委 員

総会資料４ページをお開きください。総会資料４ページ議案第３７号の１番を担当しました。本申請は日光市板橋地内において、売買により太陽光発電設備を目的として転用する５条申請です。申請人及び申請地等は資料のとおりです。

案内図による説明。申請地は板橋地内。上板橋公民館から北へ約１２０メートルに位置しています。

公図による説明。旗竿のような形をしている当該地です。

登記簿地目は田、現況は、そばが植えてありました。周囲の状況は、東側と西側はそば畑です。南側に堀・水路があります。あと赤道がここにあります。北側は、これがＪＲ日光線。堀・水路は現況でも水が流れています。

土地利用図による説明。現地には譲受人の太陽光発電設置業者と測量業者が立ち会いました。現地にはリボンテープで印をした杭が打ってありました。

土地利用計画では１８０枚の太陽光パネルを設置する計画です。

給排水はありません。雨水は敷地内自然浸透です。周囲はネットフェンスで囲みます。譲受人である太陽光発電設置業者は宮城県仙台市に本店をおき、風力、太陽光発電、電力備蓄装置の販売、加工を主な業務とする、平成２３年に設立された、資本金９，９００万円の法人です。今回、申請地の周辺の同意を得ることが出来たため、太陽光発電の用地として譲り受け、利用したく申請に及んだということです。

写真をお願いします。これがＪＲ日光線です。旗竿の形をしていて、ここが竿の部分です、ここが旗の部分です。手前と奥にそば畑があります。

この申請地と奥側の所有者は譲渡人です。手前は別人の所有です。現況はこの３つの農地を、第三者がそば畑として借りて栽培しています。

周囲に対する影響という点において、農地が旗竿地であるため、この奥の農地は同一人の所有ですが、この農地が将来使えなくなってしまうのではないかと懸念されたため、現地で業者に確認しました。境界から２メートル空けてフェンスを張る計画ですが、奥の農地を所有する譲渡人あるいは耕作者とよく調整して耕作に支障がないよう合意を交わしてから着工する。という指示を行いました。業者も納得して、「そうします。」と了解を得ました。売電については、ノーフィット売電という方式で、新電力会社に需要に応じて販売するというものでした。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

はい、それでは、続いて部会報告をお願いいたします。

（川村光委員挙手）

川 村 光 委 員

はい、川村副会長。

この写真でも分かるように、乗り入れや進入していく道路がすごく狭いです。太陽光の機械を搬入設置する時には大丈夫か聞きましたら、手で運ぶと言うことです。そのくらいに狭い所です。だからその先、所有者は転用する方と所有者は奥の農地が同じ方ですけれども、このまま普通に計画どおりにいくと、奥の農地が遊休農地になってしまふ。そうなると、農業委員会としては「はい、わかりました。許可します。」と言えないので、向こうに入れる、もしかしたらそばを撒いてくれた人が「またやるよ」と言ってくれるかもしれないので、奥の農地に入れるようにギリギリでも入れる幅を取ってくれとお願いをしました。そういう経緯があります。今回は、許可することに問題はないと判断しましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

それでは、担当部会以外の皆様方のご意見、ご質問等をお受けいたします。

（酒主委員挙手）

酒 主 委 員

はい、酒主委員。

先月、私どもで現地調査した現場だと思うのですが、境界の位置とか杭とかさされていましたか。

大 島 昭 委 員

リボンテープで印がしてありました。杭も入っています。

酒 主 委 員

測量士さんは立ち会いましたか。

大 島 昭 委 員	測量士も立ち会いました。
酒 主 委 員	わかりました。
議 長	他に何かご質問ございますか。 (「なし」の声あり)
議 長	それでは質疑を終結し、採決に移りたいと思います。 番号 1 番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	はい、挙手全員であります。 よって、番号 1 番は、原案のとおり許可することに決します。
議 長	続きまして、番号 2 番について担当委員の報告を求めます。 (伏木委員挙手)
伏 木 委 員	はい、伏木委員。 私は総会資料 4 ページ議案第 3 7 号の 2 番を担当しました。 譲渡人、譲受人及び申請地等は資料のとおりです。申請目的としましては、本申請は、山久保地内において、売買により太陽光発電を目的としました 5 条申請です。当日は、会社の担当者及び測量士が立ち会いました。 案内図による説明。申請地は、日光市クリーンセンターから西へ約 1. 9 キロメートルに位置しています。農地区分は第 2 種農地であり、農振農用地には該当しません。次に公図による説明です。 登記簿地目は畑、現況は畑です。周囲の状況は、東側は畑、西側は畑、道路南側は畑、北側は道路です。 土地利用図による説明。申請理由に関しましては、1 番の会社と同じ会社ですので、概要は省略させていただきます。 土地利用図。敷地内に 1 8 0 枚の太陽光パネルを設置する予定です。給排水はありません。雨水は敷地内自然浸透です。周囲にはフェンスを設置します。資金計画としましては、総事業費 1, 0 0 0 万円は自己資金により賄い、金融機関の残高証明が添付されております。以上のことから周囲に影響がないと思われます。 写真による説明になります。現況このような形になります。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議 長	それでは、続いて部会の報告をお願いします。 (吉原委員挙手)
吉 原 委 員	はい、吉原部会長。 2 番の案件でございますけれども、1 番の案件と同じ仙台にある会社が太陽光発電設備を設置したいという案件でございます。現地をみたところ、譲渡人もご高齢で、農地として維持することが厳しいということです。皆様ご承知のとおり、ここ山久保地内は、まともに作物を作っても有害鳥獣が非常に多くて、非常に作物を作っていく上に困難な条件の土地になっていることも含めまして、今回の申請については、部会の中では許可は妥当という結果が得られましたので、どうぞご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。
議 長	それでは、担当部会以外の皆様方からご意見・ご質問等をお受けいたします。 (「なし」の声あり)
議 長	それでは質疑を終結し、採決いたします。 番号 2 番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	挙手全員であります。 よって、番号 2 番は原案とおり許可することに決します。

議	長	続きまして、番号３番、４番について関連がありますので、担当委員の一括報告を求めます。 （ 大島昭委員挙手 ） はい、大島委員。
大 島 昭 委 員		総会資料４ページ５ページ議案第３７号の３番と４番を担当しました。本申請は日光市板橋地内において、売買により太陽光発電設備を目的として転用する５条申請です。 申請人、申請地は資料のとおりです。申請地は板橋地内落合中学校から北東へ１．２キロメートルに位置しています。 公図による説明。２筆あります。登記簿地目は２筆とも畑、現況も畑です。周囲の状況は、東側は道路、西側は山林です。南側は進入路のような形をしています、登記簿は畑です。北側は山林です。 土地利用図です。現地には行政書士が立ち会いました。周囲にはテープで杭打ちがされていました。太陽光のパネルの数ですが、〇〇〇は１４４枚、△△△は１８０枚の太陽光パネルを設置する計画です。赤道が公図上ありまして、払い下げせずに残しています。フェンスは赤道を残して設置し、筆ごとにフェンスで囲みます。給排水はありません。雨水は敷地内自然浸透。譲受人は、東京港区に本店を置き、再生可能エネルギー関連を主な業務とする、令和５年に設立された、資本金３０万円の法人です。今回、所有者に同意を得ることが出来たので、発電設備用地として譲り受け、申請に至りました。 売電価格はkw１２円だそうです。説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いします。
議	長	それでは続いて部会報告をお願いいたします。 （ 川村光委員挙手 ） はい、川村副部会長。
川 村 光 委 員		ここを太陽光に転用ということで、周りに及ぼす影響もないのではないかと部会の判断でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議	長	それでは、担当部会以外の皆様方のご意見ご質問等をお受けいたします。 （ 「なし」の声あり ）
議	長	それでは質疑を終結し、採決いたします。 番号３番について原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 （ 全員挙手 ）
議	長	挙手全員であります。 よって、番号３番は原案のとおり許可することに決しました。
議	長	続いて、番号４番について、同様に採決したいと思います。 原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 （ 全員挙手 ）
議	長	挙手全員であります。 よって番号４番も、原案のとおり許可することに決します。
佐 々 木 委 員		続いて、番号５番について、担当委員の報告を求めます。 （ 佐々木委員挙手 ） はい、佐々木委員。 総会資料は５ページになります。議案第３７号の５番を担当いたしました。 譲渡人、譲受人及び申請地等は、資料のとおりです。 本申請は瀬尾地内において、売買により太陽光発電設備を目的とした５条申請です。 当日は、立会人として、譲渡人並びに譲受人、測量会社職員等が立ち会いました。案内図による説明。申請地は、丸山公園から北東へ約８００メートルに位置しています。

		農地区分は、第2種農地であり農振農用地には該当しません。 公図による説明。登記簿地目は畑、現状は田であります。 周囲の状況は、東側は道路、西側は雑種地、南側は宅地、北側は田であります。 土地利用図による説明。申請地には杭打ちがされております。 なお、申請1番と同一会社の為会社の概要等は省略させていただきます。 申請者は所有者に同意を得ることができたために、太陽光発電設備用地として譲受け、利用したいと申請に至ったところであります。 太陽光パネルは180枚で先ほどと同様であります。 土地利用計画の関係では、給排水等はありません。雨水は敷地内の自然浸透、周囲にはフェンスを設置するということになっております。 資金計画等は自己資金1,100万円でありまして、金融機関の残高証明書等が添えておりました。 以上のことから、問題はないかと思っておりますので、ご審議をお願いいたします。以上です。
議	長	それでは、部会報告をお願いいたします。 (吉原委員挙手)
吉原委員		はい、吉原部会長。 この5番も同じく太陽光発電設備の設置としての5条申請でございます。 現地も確認し、また、会社の方ともお話をさせていただき協議の結果、申請許可は妥当との部会の統一見解でございますので、審議のほどよろしくお願いしたいと思っております。
議	長	それでは担当部会以外の皆様方のご意見ご質問等お受けいたします。 (「なし」の声あり)
議	長	それでは採決いたします。番号5番について原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	挙手全員であります。 よって、番号5番は、原案のとおり許可することに決しました。
議	長	続きまして、番号6番について担当委員の報告を求めます。 (佐々木委員挙手)
佐々木委員		はい、佐々木委員 総会資料は5ページであります。議案第37号の6番を担当いたしました。 譲渡人、譲受人及び申請地等は資料のとおりです。 本申請は瀬尾地内において、売買により太陽光発電設備を目的とした5条申請であります。立会人として、譲受人及び測量士等が立ち会いました。 案内図による説明。申請地は、丸山公園から北東へ約850メートルに位置しております。農地区分は第2種農地であり、農振農用地には該当いたしません。 公図による説明。登記簿地目は畑、現状は田であります。周囲の状況は、東側は道路、西側は青地と田、南側は青地、北側は道路です。 土地利用図の説明。先程と同じ申請理由でありまして、所有者に同意を得ることができたため太陽光発電設備用地として譲り受けまして利用したいということで申請に至ったところであります。 なお、2筆ありまして、それぞれ独立してフェンスを建て、設備を設置致します。 この中に国有地が一部通っておりまして、設備同士を電線で繋ぐために、一部分だけ払い下げをしていくということでありました。給排水はありません。雨水は敷地内自然浸透。周囲にはフェンスを設置するということです。資金計画については、先程と同じ総事業費が1,100万円ということでありまして、同様に自己資金は金融機関の残高

		証明書が添付されておりました。
		以上のことから問題はないかと存じますので、ご審議くださるようお願いいたします。
議	長	それでは部会報告をお願いいたします。 (吉原委員挙手)
		はい、吉原部会長。
吉 原 委 員		6番も5番同様の申請理由でございます。先程の5番の申請地と隣接ではございませんけれども、一枚圃場が空きまして、その近くの申請地でございます。
		先程と同様に周辺に及ぼす影響もない。申請理由もしっかりしているため、部会の統一見解としましては、許可相当となりましたので、皆さんのご審議をよろしく願いたいと思います。
議	長	それでは担当部会の以外の皆様方のご意見・ご質問等お受けいたします。 (手塚委員挙手)
		はい、手塚委員
手 塚 委 員		太陽光パネルは何枚になりますか。
佐 々 木 委 員		180枚です。この会社は、ある程度統一規格として、180枚という規格を基準にそれほど大きな設備でなくてコンパクトな設備を何カ所も作っていくという会社の方針らしいです。事業費なども1,100万円ほぼ同じような事業費でやっているようであります。
手 塚 委 員		はい、ありがとうございます。
議	長	他に何かご質問ございますか。よろしいでしょうか (渡邊委員挙手)
		はい、渡邊委員
渡 邊 委 員		参考までにお聞きしたいのですが、売買価格を見ていると基本10アール100万円かなという感じですが、5番の場所と近くて、先程は10アール100万円で、これは300万円というのは、もし、お聞きしていいのであれば。
吉 原 委 員		詳しいことは、事務局の方が確認しているらしいので、よろしく願いたいと思います。
議	長	(佐藤副主幹挙手)
		はい、佐藤副主幹
佐 藤 副 主 幹		こちらは業者に確認をしたのですが、この価格で間違いはないということで、用地交渉の結果このような金額になったようです。
渡 邊 委 員		地主との交渉の結果ということですね。
佐 藤 副 主 幹		そうです。
渡 邊 委 員		さかのぼると、同じ会社で、一番最初買ったのが10アール50万円。ここは、道路事情を加味すると、これになったのかなと思ったので。
議	長	他に何かご質問ございますか。
佐 藤 委 員		今までは、備考欄に市の条例というのは出てこなかったと思うが、どういう内容なのですか。
佐 藤 副 主 幹		この表記につきましては、昨年の末ごろから記載しています。事務局内で協議し、農地法の許可だけでなく、他にどのような規制がかかっているのかというのを極力記載した方がよいということになりました。
		今回の申請では、全て市の太陽光発電設備の条例の届け出が、この後行われることになりますので、諸設備の設置については二重でのチェックになると考えていただければと思います。
議	長	他に何かご質問ございますか。 (富田委員挙手)
		はい、富田委員

富田委員	素朴な質問ですが、業者さんが土地を見て歩いて、あそこを買おうというのがほとんどなんですか。それとも、売りたいという。
佐々木委員	それは、色々です。
富田委員	色々ですか。
佐々木委員	関係業者さんに聞いたのですが、この会社には日光担当の職員がおりました。 多分こちらに常駐しているのだと思いますけれども、航空写真とか色々な手段で、遊休農地、空いている農地なり、田んぼであれば休耕田のような所を見つけて、積極的に歩いて推進をしているというか、そのような状況でありまして、地主の方からこう言われてということよりはむしろ業者さんの方から、ここ土地が空いているので有効活用してはどうでしょうかなどというような話で持っていくのが多いみたいです。
	ですから、道路が狭くても先ほどありましたように車が仮に入らなくてもというような所についてでも、やはり設置をしていくというような考えもあるようです。
富田委員	さきほどは、そばが撒いてありましたよね。
佐々木委員	そばが撒いてありましたけれども、地主の意向もあったのでしょうか。
富田委員	もう一点良いですか。一年くらい前だったと思うのですが、私が担当の時に、やはり、太陽光の売買で案件があったのです。再々その近くを通るのですが、いまだに設置されないし、草も一度も刈った様子がない。こういうのって、いつまでに作らなければいけないとかそういうはないのでしょうか。
議長	(佐藤副主幹挙手) はい、佐藤副主幹。
佐藤副主幹	こちらにつきましては、許可を出した後、その完了までの間、定期的に報告をいただく話はさせていただいているのですけれども、提出されないというケースは多々あります。改善が必要と考えておりますけれども、そのように許可を出した後に手つかずの状態になっているというところは、他にも何カ所か確認はしております。
議長	よろしいでしょうか。 (神山委員挙手)
神山委員	はい、神山委員。 この会社は、さっき説明がありましたが、結構若い、最近興された会社だと思いますが、日光市の太陽光の実績というのはあるんですか。
議長	(佐藤副主幹挙手) はい、佐藤副主幹。
佐藤副主幹	先月1回申請がありまして、持ち越しになっているのがありますけれども、それが1番最初です。
神山委員	本当に新規ですか。
佐藤副主幹	新規です。先日、こちらの業者の代表の方が、今後、日光市の方で事業を進めていきたいと、挨拶に立ち寄りました。地元で常駐している担当者もいらっしやいまして、土地の調査で何度かお話をさせていただくことができました。日光市でやれそうだと目星がついてきて、今回申請があがってきたという流れだと思います。東北の方では、割と実績があるとおっしゃっていました。
神山委員	そうですね、仙台の方ですね。
佐藤副主幹	東北を中心にやってらっしゃいまして、今後は関東の方にどんどんと広がっていかうというお考えだそうです。
議長	はい、他に何かご質問ございますか。 (「なし」の声あり) それでは、採決したいと思います。 番号6番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)

議	長	挙手全員であります。 よって番号6番は原案のとおり許可することに決します。
議	長	続きまして、番号7番について、担当委員の説明を求めます。 (佐々木委員挙手)
佐々木委員		はい、佐々木委員。 総会資料は5ページ、議案第37号の7番となります。 譲渡人、譲受人及び申請地等は資料のとおりです。申請目的については、鬼怒川温泉大原地内において、売買により太陽光発電設備を目的とした5条申請であります。同じように立会人として、譲受人と測量士が立ち会いました。 案内図による説明。申請地は藤原運動公園から西へ約300メートルに位置しております。農地区分は第3種農地であり、農振農用地には該当しません。 公図による説明。登記簿地目は2筆が田、2筆が畑となっております。現況も同じように田が2筆、畑が2筆です。周囲の状況は、東側が道路、西側は水路、南側は田、北側は道路です。 土地利用図の説明。譲受人については、1番と同じ方でありますので内容は省略させていただきますが、申請地の所有者の同意を得ることが出来たために、太陽光発電設備用地として譲り受けて利用したいということであります。 土地利用計画につきましては、180枚の先程と同じように太陽光パネルを設置する計画であります。給排水はありません。雨水は敷地内自然浸透で、田の畦畔土手等がありますので、雨水が他へ流出するということはないと考えられます。周囲にはフェンスを設置していくため、周囲への影響も問題ないと思われまます。事業費につきましても、先程と同じように1,100万円、自己資金でありまして金融機関の残高証明がついております。 以上のことから問題ないかと思われまますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。
議	長	それでは部会報告をお願いいたします。 (吉原委員挙手)
吉原委員		はい、吉原部会長。 7番も同じく太陽光発電設備の設置の5条申請になります。 先程、説明がありましたように、仙台の会社がやるということで、会社自体の説明はしっかりしておりました。今、佐々木委員の説明があったとおり、奥の赤いラインの所が畦畔になっております。1段畦畔が作ってあって、雨水はそちらから向こうへ漏れないだろうという判断をさせていただきましたので、部会の見解としては、申請に対しての許可は妥当だろうとなりましたので、皆さんのご審議をよろしく願いしたいと思ひます。
議	長	続いて、担当部会以外の皆様に、ご意見・ご質問等を求めます。 (大島一委員挙手)
大島一委員		はい、大島委員。 今日の議案第37号は1番から7番まで総じて備考欄に太陽光発電設備の条例による届け出予定ということで、同じ文言で入っているのですが、条例が気になったので調べてみました。 条例は日光市の公式ホームページに載っています。 日光市では平成30年4月1日から施行。今から7年前、日光市太陽光発電設備設置事業、地域環境との調和に関する条例として施行するということでその内容は色々書いてあるのですが、大別して保全地区と保全地区外に分けているのですね。この保全地区の場合は、設置する場合には許可が必要ということで、許可申請前に事前協議や説明会も必要ということです。今回の1番の議案だった所のような場合も、後々部分的な農地

	に太陽光を設置しても、周囲への説明を欠くと何でこれが許可になったのかと、農地法以外の問題にも発展するような気がするのですが。今回、総会で可決しましたから、それをとやかく言いませんが、今後も発生すると思うので、今回の“予定”というのは、条件で縛りかけないと、後々、問題が出てきそうな感じがしました。一応今日、議案1番で質問するつもりだったのですが、全部7番まで同じ備考に載っています。
	太陽光がダメと、いうことではないのですが審議のうえではかなり重要事項だと思うので、保全地区内と保全地区外この辺を見極めて、事務局でも基本的には事前に許可を確認すべきか、間に合わなければ申請を条件とすると、許可する場合には、うたわないとまずいのではないかと思います。以上です。
議 長	はい。ただ今のは意見として、
大 島 一 委 員	大事なことで、保全地区内で許可が必要だということになると、これは条件ですから意見、参考ではなくて、審議においては重要事項だと思います。6番目に出ていましたが、この辺の管理というのは、許可出すか出さないかというのは、環境保全課ですか。
佐 藤 副 主 幹	環境森林課の担当が担当です。
大 島 一 委 員	そうすると、申請地について、それを取るのか取らないかというのは、今申請中とか都市計画法ではないけれども、同時進行で、許可前提としてこれを審議して農業委員会としては出すべきか、承認するべきか、そうでないかというのは判定する必要がありますよね。
佐 藤 副 主 幹	そうですね。
大 島 一 委 員	だからこれは参考でなくて重要事項だと思います。
議 長	(佐藤副主幹挙手)
佐 藤 副 主 幹	はい、佐藤副主幹
佐 藤 副 主 幹	こちらについては、届け出予定という記載をしていますが、この届け出予定という時点で、保全区域外というは確認しております。これにつきましては、申請をいただいた段階で、環境森林課担当と調整を行いまして、事前の打ち合わせがなされているかどうかを確認しています。
大 嶋 委 員	いわば、仮本の届出ということで解釈していいですね。
佐 藤 副 主 幹	はい。先月1件取り下げになった案件があったのですが、そちらは受付をしたあとに、文化財の区域に含まれることが確認されました。
大 島 一 委 員	栃木土砂災害とか河川保全地区、鳥獣保護地区、文化財、そういう地区にあると、それはダメだと。それが出てきたのですね。
佐 藤 副 主 幹	届け出ではなく許可が必要と確認されました。農業委員会はこの段階では受付できませんとお話をさせていただきました。担当課と調整をしつつ、議案に上げさせていただきます。
大 島 一 委 員	なるほど。私が気になったのは、1番最初苦労した様子が、現地調査班で川村委員からあったように、許可したけれど、その他に使用不可能になるような懸念がある場合、話し合いとか、そういったものを重要視して、周囲の許可が必要という場合には、なかなか重要な問題になってくるかなという感じがしました。そういったものが今後、これ今日だけでも7件全部太陽光ですから、この辺は大変かもしれないけど、より地区内と地区外この辺を明記してここに表示してもらおうとよろしいかと思います。
議 長	よろしいでしょうか。
	他に何かご質問ございますか。
	(川村耕委員挙手)
	はい、川村委員
川 村 耕 委 員	太陽光が設置された場合に登記簿地目もしくは現況地目は、どう変わるでしょうか。
佐 藤 副 主 幹	おそらく雑種地だと思います。
川 村 耕 委 員	そうすると税金等も上がってきますよね。はい、ありがとうございます。

議	長	他に何かございますか。 (「なし」 の声あり)
議	長	では質疑を終結し、採決に移ります。 番号7番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	挙手全員であります。 よって、番号7番は、原案のとおり許可することに決します。
議	長	日程第6、議案第38号「非農地判断願について」を議題とし、番号1番について、 担当委員の報告を求めます。 (伏木委員挙手)
伏 木 委 員		はい、伏木委員 私は、総会資料6ページ議案第38号の1番を担当しました。 本申請は、日光市湯西川地内において、山林として利用している案件です。願出人及び願出地はそれぞれ資料のとおりです。 案内図による説明。願出地は日光市湯西川小中学校から南西へ850メートルに位置しています。 公図による説明。願出地の登記簿地目は畑です。 現地写真による説明。願出地は、昭和35年頃に杉等を植林し、64年間山林として利用しています。 写真による説明。当日は、願出人、行政書士が立ち会いました。杭打ちもしてあります。現況を確認したところ再生利用は困難な農地でしたので、議案書の遊休農地の区分は、再生利用が困難な農地と記入してください。 次に空中写真による説明。昭和51年撮影の空中写真が添付されており、48年以上山林として経過しています。 以上のことから、非農地として判断することに問題がないと思われます。ご審議のほどお願いいたします。
議	長	担当部会の報告をお願いいたします。 (吉原委員挙手)
吉 原 委 員		はい、吉原部会長 ここは湯西川地内で、現況を見たところ写真のとおり山林であり、主に杉、カラ松が生えておりまして、ここにあるように64年間山林となっています。50年数以上の太い木が立っている状態でした。皆さんも農地パトロールで経験しているように、農地として復元することは困難であるという判断で間違いはないだろうという部会の見解でございますので、皆さんのご審議をよろしくお願いしたいと思います。
議	長	それでは、担当部以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。 よろしいでしょうか。 (「なし」 の声あり) それでは質疑を終結し、採決いたします。 番号1番について、原案のとおり非農地の判断について、妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手) 挙手全員であります。 よって番号1番は、原案のとおり非農地の判断について妥当とすることに決します。
議	長	日程第7、議案第39号「非農地証明願について」を議題とし、番号1番について、 担当委員の報告を求めます。 (川村光委員挙手)

川 村 光 委 員	はい、川村委員 総会資料7ページ、議案第39号の1番を担当いたしました。 本申請は、日光市嘉多蔵地内におきまして、宅地として利用している案件です。願出人、願出地等は、資料のとおりです。 案内図です。願出地は、嘉多蔵地内、小林中学校から南西へ約1.8キロメートルに位置しています。 公図をお願いします。登記簿地目は畑、現況は宅地となっています。 現地には行政書士が立ち会い、杭打ちがしてありました。願出地は、平成17年頃から宅地として利用しており、20年が経過しております。 土地家屋評価証明書が添付されており、平成17年には宅地であったことが確認できております。 以上のように、右側にある蔵の後ろ側、そこからずっとこの庭が全部宅地と母屋の土地が建っている土地と一体として、宅地として利用されております。宅地は、平成12年頃に農地法の転用許可を取って、17年にこの母屋は建てたそうです。 申請人のお母さんが一人で住んでいたのですが、亡くなってここは空き家となっております。 こちらには誰も住んでおらず、娘さんが宇都宮に住んでいて、今後は、非農地証明を取りまして、売買をする予定だということを仰っております。 以上のことから証明することに問題がないと思われまので、ご審議をよろしくお願いいたします。
議 長	それでは、部会報告をお願いいたします。 (吉原委員挙手)
吉 原 委 員	はい、吉原部会長。 この案件ですけれども、もう宅地として20年以上使っていて建物評価証明書も添付されており、非農地と証明することに問題ないということで、部会の統一見解になりましたので皆さんのご審議よろしくお願いいたしますと思います。
議 長	それでは担当部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。 (「なし」の声あり) よろしいでしょうか。 それでは質疑を終結し、採決いたします。 番号1番について、原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。
議 長	(全員挙手) 挙手全員であります。 よって、番号1番は、原案のとおり、証明妥当とすることに決します。
議 長	続いて番号2番について担当委員の報告を求めます。 (川村光委員挙手)
川 村 光 委 員	はい、川村委員 総会資料7ページ議案第39号の2番を担当いたしました。 本申請は、日光市千本木地内におきまして、墓地として利用している案件でございます。願出人、願出地は資料のとおりです。 願出地は、千本木地内、東原中学校から南西へ約400メートルに位置した場所です。 公図です。登記簿地目は原野、現況は課税台帳上畑となっております。 現地には、願出人が立ち会い、杭打ちがしてありました。願出地は、建っている墓石から大正10年に墓地として建立されたものと確認でき、隣接地〇〇〇と一体で墓地として利用しており、49年以上が経過しております。ここには墓石が二つあったのです。

		が、ここは、共同墓地になっているそうです。
		昭和51年撮影の空中写真が添付されており、墓地であったことが確認できております。写真のこの赤線の部分ここが農地に残っていた場所で、ここを墓地として地目変更したいということでございます。
		以上のことから証明することに問題がないと思われまますので、ご審議のほどよろしく お願いいたします。
議	長	それでは部会報告お願いいたします。
		(吉原委員挙手)
吉 原 委 員		はい、吉原部会長。
		2番の件は、大正時代から墓地として利用しているという案件でございます。
		昭和51年の空中写真が添付されており、説明のとおり49年以上が墓地として使用 されていたということでございますので、部会の統一見解としては、証明することに問 題ないということです。皆さんのご審議をよろしくお願いしたいと思います。
議	長	それでは担当部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。
		よろしいでしょうか。
		(「なし」の声あり)
議	長	それでは質疑を終結し、採決いたします。
		番号2番について、原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求め ます。
		(全員挙手)
議	長	挙手全員であります。
		よって、番号2番は原案のとおり証明妥当とすることに決します。
議	長	日程第8、議案第40号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規 定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）の決定について」を議題とし、事務局の説 明を求めます。
		(鶴見主査挙手)
鶴 見 主 査		はい、鶴見主査。
		議案第40号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく 農用地利用集積等促進計画（案）の決定について」ご説明いたします。
		本案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定 による農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱の第6の6の(1)の規定によ り、農用地利用集積等促進計画（案）を決定するため、審議するものです。
		総会資料は8ページになります。件数は1件で、面積合計は3筆で、4, 172平方 メートルになります。設定するもの渡人、設定を受ける者、受人の住所氏名及び土地の 表示等は申請のとおりになります。
		以上の計画の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第2項の各要件 を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議	長	それでは質問等ございましたらお受けいたします。
		(「なし」の声あり)
議	長	それでは質疑を終結し、採決いたします。
		議案第40号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求め ます。
		(全員挙手)
議	長	挙手全員であります。
		よって、議案第40号については原案のとおり決定することに決します。

議	長	それでは次に移ります。 日程第9、議案第41号「令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況 その他事務の実施状況の公表について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
議	長	(佐藤副主幹挙手) はい、佐藤副主幹
佐藤副主幹		総会資料9ページをお開きください。議案第41号「令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」についてご説明いたします。 こちらは、「農業委員会等に関する法律」第37条の規定に基づきまして、毎年度実施状況の公表が義務付けられているものとなります。 内容の説明に入ります。最初の項目1となりますが、こちらは、昨年度に目標設定した4月1日時点での状況となります。 4月1日時点ですので、I-1農業委員会体制につきましては改選前の情報となっております。 この中で、一番下の段耕地面積についてですが、年度当初の耕地面積は、5,290ヘクタールとなっております。 次の10ページをお開きください。「Ⅱ番最適化活動の実施状況」となります。 (1)の農地の集積ですが、①現状と課題につきましては、昨年度当初の集積率は45.7%としましたが、②の目標において、右下になりますが目標を46.7%としましたが、③実績としましては、47.6%となり達成状況は101.9%でした。 そのため、点検結果は「期待どおりの結果」が得られたというものとなっております。 続きまして、次のページ11ページをご覧ください。 (2)遊休農地の発生防止・解消についてですが、①番 現状といたしまして、1号遊休農地の面積が49.8ヘクタールございました。内訳は、こちらの表のとおりとなっております。 ②番目標といたしまして、アーa緑区分の遊休農地の解消目標を4.4ヘクタール、イ新規発生遊休農地の解消目標を8.4ヘクタールとしましたが、③にありますように実績は、緑区分の遊休農地の解消が7.2ヘクタール、新規発生遊休農地の対象面積が6.6ヘクタールとなりました。そのため点検結果は「期待どおりの結果」ということとなります。 続きまして次のページ12ページをお開きください。(3)新規参入の促進についてですが、②目標において過去3年間の権利移動面積から新規参入者の貸付け等について農地所有者の同意を得た上で公表する面積を22ヘクタールと設定しましたが、③実績として公表に至ったものはありませんでした。そのため、こちらの点検結果は「期待を下回る結果」となります。 続きまして、13ページをご覧ください。2 最適化活動の目標ですが、 (1)活動日数として、1人あたりの月6日間を目標としました。 (2)活動強化月間につきましては、3回を目標としましたが、実績は4回となっております。 (3)新規参入相談会への参加につきましては、①1回の参加目標としましたが、次のページ14ページをお開きください。 ②実績は2回の参加となっております。こちら一番下の段となりますが、委員の皆様から、毎月ご提出をいただいております活動記録の集計と、ここまでご報告させていただきました農業委員会の実績から点検・評価を行ったものとなります。 こちらにつきましては、改選前の委員の方々も含めまして、昨年度活動をしていただきましたすべての委員の方々の実績となりますが、期待を上回った方が4名、期待どおりが12名、期待を下回るが25名となりました。 なお、活動日数ですが、目標の月6日に対し、平均月5.36日となっております。

		そのため、この上の達成状況につきましては、「期待をやや下回る結果」となりました。
		続きまして、１５ページをご覧ください。こちらは、事務の実施状況となり、昨年度の実績を記載しております。説明につきましては、割愛をさせていただきます。また、それ以降の１６ページ１７ページにつきましては、ここまでのデータ等を表にまとめたものとなります。
議 長		なお、採決をいただきました後は、こちらの内容を県に報告するとともに、市のホームページに掲載をさせていただく予定です。以上となります。
		ご質問等ございましたらお受けいたします。
		(富田委員挙手)
富 田 委 員		はい、富田委員
		６回の目標と言われて、なるべく私も記入するようにしております。ただ、その中から事務局としては、全てを取り上げてくださるのか、それともその中から選んで、記入したことにしてくださるのか、こういったことはだめですよとか、教えていただければ。
議 長		(佐藤副主幹挙手)
佐 藤 副 主 幹		はい、佐藤副主幹。
		こちらは極力拾わせていただくという方向で考えております。ただ、こちらは交付金の算定基礎にもなるものになりまして、将来的には交付金の検査、会計検査の検査対象になってしまうところありますので、内容を見まして、ちょっとこの内容としては載せないかなと思うものにつきましては、いくつか省かせていたいてるものもございます。
富 田 委 員		たとえばどんなものを省くのか具体的に言われないと分からないのですね。よく私も今までいろいろいただいた資料見るたびに、いまだによく分からない。
佐 藤 副 主 幹		例えば地域のイベントに参加されたという場合にもそのイベントというものが、果たして最適化活動に当たるのかどうかというのはグレーなところもあるかと思います。ただ、皆様がまず呼ばれる段階でそういった意見を求められるために呼ばれてらっしゃるというのもあるかと思いますし、中身を読ませていただきますと、かなり地元の方とも議論を交わされているというも分かりますので、そういったものにつきましては、極力良い方向に最適化活動の一環ですということで解釈をしつつ集計には加えるようにしております。
		ただ中で、例えば、近隣の方とのお話というのが農業と直接的には関係が無いかなと思われるようなものがたまに含まれたりしておりまして、この場合ですと指摘を受ける可能性があると思うものにつきましては、安全のために除かせていただくというケース、あと、一番多いのは、この書いていただいている区分をこちらの区分でなくて別のものということで書き換えることが結構多いです。それが分かりにくい所は理解しています。ですからこちらについても、今後、内容確認しながら定期的に説明はさせていただいたほうがよろしいかなと考えております。
議 長		他に何かご質問ございますか。
		(「なし」の声あり)
議 長		それでは、質疑を終決し、採決いたします。
		議案第４１号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
		(全員挙手)
議 長		挙手全員であります。
		よって、議案第４１号については、原案のとおり決定することに決します。
議 長		以上で本日の総会に付議された案件の審議がすべて終了いたしました。

これをもちまして、令和7年6月日光市農業委員会総会を閉会いたします。

（ 閉会 午後4時17分 ）